

(別添) 令和8年度「岐阜県市町村等 GIGA スクール構想推進部会」運営支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度「岐阜県市町村等 GIGA スクール構想推進部会」運営支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2 目的

「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備推進協議会」においては、岐阜県内の各市町村（組合）が ICT の利活用に係る情報交換を通じて、各市町村（組合）の学校教育における ICT の利活用推進を図ることを目的として「岐阜県市町村等 GIGA スクール構想推進部会」を設置しています。当該部会を円滑かつ効果的に運営し、県内の各市町村（組合）の学校教育における ICT の利活用を一層推進することを目的とし、業務委託を行う。なお、本業務は、令和7年度に実施した「岐阜県市町村等 GIGA スクール構想推進部会」の実施内容（資料）を踏まえ、これまでに得られた知見や課題を継承・発展させながら実施するものとする。

3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は次の業務を行う。

(1) 企画実施業務

「岐阜県市町村等 GIGA スクール構想推進部会」は、学校教育における ICT の利活用の推進を図ることを目的とした情報交換等を行う部会である。

部会の参加者は、岐阜県教育委員会及び各市町村（組合）教育委員会の教育情報化担当課長並びに ICT 教育担当指導主事及び端末整備担当職員である。企画にあたっては、令和7年度の本推進部会の実施内容（資料）を踏まえた内容とすること。

- ・ 年間4回の部会を企画、実施すること。受託者は企画案のテーマ、登壇予定の講師、構成などを検討し、県へ企画案レビューを行い、県の承認を得たうえで部会実施を進めること。

ア 要望ヒアリング

県に令和7年度の実績についてヒアリングを行い、必要に応じて期首に年間の部会に対する要望全体のアンケートを部会参加者向けに発出し、アンケート集計結果をもとに、重要度や要望数などを分析し、全4回のテーマを選定すること。

イ 部会の実施運営

部会実施に際し、企画した部会に登壇する講師の手配、講演の資料やテキストの準備、具体的な実施運用方法を検討し、県へ企画案レビューを行い、部会実施内容に関して県の承認

を得ること。また参加者への周知補助、実施当日の事務局として部会の運営、各市町村（組合）教育委員会からの部会に関する問合せ対応、及び部会参加者の質疑及び参加者アンケートを集計し、県に報告すること。

- ・ 部会の講師登壇に係る費用、テキストなどの作成・印刷費用、オンライン実施時に必要となる Web ツールのライセンス料、実施運営稼働費などを提案金額に含めること。なお、会議室等会場費、オンライン会議室投影機器等の設備利用料、参加者の旅費については提案金額に含めないこと。
- ・ 講師登壇に係る謝金については、原則、県の規定とすること。（以下参照）

講師の区分		①「研修会」講義	②「講演会」講演
		時間当たり 基準単価（円/h）	一回当たり 基準単価（円/回）
(A) 大学等の研究者	教授	13,000円/h 以内	50,000円/回 以内
	准教授	8,000円/h 以内	40,000円/回 以内
	講師・助手（専門学校等を含む）	6,000円/h 以内	30,000円/回 以内
(B) 専門家	医師・弁護士・公認会計士	13,000円/h 以内	50,000円/回 以内
	その他（注）	6,000円/h 以内	30,000円/回 以内
(C) 企業	—	8,000円/h 以内	40,000円/回 以内
(D) 著名人・タレント	—	50,000円/h 以内	200,000円/回 以内

（注）「専門家（その他）」の例としては、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、看護師、司法書士、栄養士、土地家屋調査士、救急救命士、保健師、臨床心理士、社会保険労務士などのほか、有資格者に限らない。

(2) 事務局業務

- ・ 部会に係る問合せ対応、講演内容に関わる問合せ対応を行うこと。

(3) 成果報告

- ・ 部会の実施結果及び事務局業務での対応内容を成果としてまとめ、期末に県に報告すること。あわせて、次年度に向けた課題について整理すること。

5 業務の実施体制

受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を統括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。

受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制図（「8 成果物」No.1）を契約締結後、速やかに提出すること。実施計画書の作成にあたっては、令和7年度に実施した同部会の内容、本業務の目的、国の動向や教育を取り巻く環境を踏まえ、令和8年度における企画及び運営方針を示すこと。

受託者は、県との連絡・調整が速やかに行うことができる連絡・調整体制を構築すること。また、県と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

6 実施計画書等の提出

受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施計画書（「8 成果物」No.2）を提出し、県の承諾を受けること。

受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

実施計画書とあわせて、本業務に関わる専門家の氏名や経歴、得意領域等を一覧にした資料（「8 成果物」No.3）を提出すること。

7 業務完了後の提出書類

令和9年3月31日までに業務完了届、業務実施報告書（実施結果及び今後の改善提案を記述すること）「8 成果物 No.4」、及び精算報告書「8 成果物 No.5」を県に提出すること。

8 成果物

次に表に掲げる業務の成果物を提出すること。

各成果物の提出方法は、メール等によることとし、Word、Excel、PowerPoint など加工可能なファイル形式での提出とする。

No.	成果物	提出期限
1	業務実施体制図	契約締結後、速やかに
2	業務実施計画書	キックオフ会議時
3	部会登壇者等に関する資料	キックオフ会議時
4	業務完了届・業務実施報告書	令和9年3月31日
5	精算報告書	令和9年3月31日

9 開催時期及び方法（案）

開催時期	開催方法
令和8年8月	オンライン
令和8年10月	参集・オンライン（ハイブリッド開催）
令和8年11月	オンライン
令和9年1月	オンライン

10 支払条件等

- (1) 本業務の終了後、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務終了後、遅延なく委託者に対して精算報告書を提出しなければならない。
- (3) 上記(2)による精算の結果、精算額が契約金額を超える場合は、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。

11 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務の一部について、あらかじめ委託者が認めた場合は、発注者の書面による承認を必要とし、この限りではない。

12 個人情報の取扱

受託者は、本事業による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

13 文書の管理・保存

- (1) 受託者が、本業務を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、「岐阜県公文書規程」(昭和44年訓令発注者1号)に準じて、適正に管理・保存すること。また、本業務完了時には、委託者の指示に従い、保管又は委託者への引き渡しを行うこと。
- (2) 上記の関係書類は、本業務終了後も5年は保存すること。

14 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本業務を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。また、再(々)委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

15 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

16 著作権

別記2「著作権等取扱特記事項」による。

17 情報セキュリティについて

受託者が当業務を行うにあたり情報資産を取り扱う場合は、別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

18 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、委託者と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議を行うものとする。
- (3) 本業務委託は、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用しているため、実績報告等に必要な資料の提供や作成に協力すること。